

令和3年度

第1回定期監査報告書

くらしと文化部

コミュニティ・生活課

平和・人権課

TAMA女性センター

文化・生涯学習推進課

令和3年11月15日

多摩市監査委員

令和3年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和3年11月15日

多摩市監査委員 込山 博

多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

くらしと文化部〔コミュニティ・生活課、平和・人権課、TAMA女性センター、文化・生涯学習推進課、文化施策担当課長、複合文化施設改修担当課長〕

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和2年度執行分を含む。）

※ 多摩市立連光寺老人福祉館（令和3年6月30日廃止）は、令和3年4月1日から令和3年6月30日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について

4 監査の期間

令和3年7月26日から令和3年11月14日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の着眼点及び評価項目」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報の取扱いについては、実地調査を行った。なお、多摩市立複合文化施設は、大規模改修工事中であるため、物品管理については実地調査の対象から除いた。

備品台帳に登載されている監査対象の物品（集会所分を除く）は、令和3年8月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）70品、一般物品2,052品の合計2,122品である。重要物品については70品、一般物品については150品をそれぞれ抽出し、合計220品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度（重要物品含む）とし、物品の種別が偏らないようにした。また、集会所分については、重要物品がある関戸三丁目倶楽部、関戸河原クラブの全ての重要物品及び一般物品を対象とし、重要物品については3品、一般物品については42品、合計45品を実地により調査を行った。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 歳入歳出予算の執行について

(1) 契約事務について

ア 平和啓発事業のお絵かきワークショップ業務委託について、見積依頼及び契約締結の意思決定を行っていなかった。また、同業務委託及び子ども被爆地派遣事業業務委託について、見積書に代表者印が必要だが、代表者印のない見積書が添付されていた。(平和・人権課)

イ TAMA女性センター事業開催に伴う保育業務委託について、公募により見積依頼を実施していたが、意思決定を行っていなかった。(TAMA女性センター)

ウ 複写機借上の契約伺や契約締結の決裁事務等において、記載漏れなど不備が多数あった。(東寺方老人福祉館)

エ 三方の森コミュニティ会館の管理業務委託について、使用料の返還事務が仕様書に記載されていなかった。また、収納事務委託の具体的な事務処理方法が仕様書に記載されていなかった。(三方の森コミュニティ会館)

オ コミュニティセンター改修事業の引越運搬等業務委託について、委託の内容に運搬業務以外のピアノの保管業務が含まれているが、仕様書への記載が不明確であった。また、同業務委託及び地域複合館改修事業の引越運搬等業務委託について、「所管課による随意契約締結の承認について」を文書で依頼しているが、所管課による随意契約締結を行う理由が不明確であった。(コミュニティ・生活課)

カ 複合施設等管理経費の休日及び夜間等窓口サービス業務委託、コミュニティセンター管理運営事業のシャッター等保守点検委託の特命随意契約の契約伺について、特命の理由の記載が明確ではなかった。(コミュニティ・生活課)

「多摩市契約事務規則」、契約事務の手引等を再度確認し、適正に事務処理をされたい。

(2) 補助金事務について

ア 消費者団体等連絡会補助金について、補助事業実施計画・振り返りシートが作成されていなかった。(消費生活センター)

イ 補助金申請書、実績報告書について

(ア) 集会所用地借上料補助金について、補助事業実績報告の「事業実績報告書」に決算額や補助対象外経費など一部未記載があった。(コミュニティ・生活課)

(イ) 消費者団体等連絡会補助金について、補助金交付申請・前払金申請書の「前金払いを必要とする理由」の記載内容が不十分であった。(消費生活センター)

「多摩市補助金等交付手続規則」、各補助金交付要綱及び補助金事務運用の手引きに基づき、適正に処理されたい。

(3) 報償費事務について

事業の講師謝礼について、事業計画を決定する際に、金額の根拠を明確にしていなかった。
(TAMA女性センター)

金額の根拠を明確にし、適正に処理されたい。

2 文書事務について

ア 補助金概算交付申請書、事業派遣応募申込書、助成金交付決定通知書などについて、文書管理システムによる記録を行っていないものが多数あった。

(平和・人権課、TAMA女性センター)

イ 女性のための法律相談担当弁護士の派遣に関する協定書について、「多摩市文書管理規程」の保存年限と異なり、3年としているものがあつた。(TAMA女性センター)

「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

3 物品の管理について

豊ヶ丘福祉館の車両について、コミュニティ・生活課で使用しているが、物品の異動等の手続きを行っていないがあつた。(コミュニティ・生活課、豊ヶ丘老人福祉館)

「多摩市物品規則」等に基づき適正に管理されたい。

4 現金等の管理について

(1) 現金管理簿について

ア 夏休み親子消費者スクール材料購入費について、現金により概算払を受けていたが、現金管理簿を作成していなかった。(消費生活センター)

イ 三方の森コミュニティルーム使用料還付準備金について、資金前渡を受ける職員の検印がなかった。また、支出事務委託者への支払いの記載がなかった。

(三方の森コミュニティ会館)

(2) タクシー券について

タクシー券の受払整理簿について、課長の年度末の検印がなかった。(東寺方老人福祉館)

「会計事務規則」、会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

5 個人情報の適正な管理について

TAMA女性センター事業開催に伴う保育業務委託について、「個人情報取扱特記事項」を添付していたが、最新のを添付していなかった。(TAMA女性センター)

また、施設開放管理業務委託、複写機借上について、個人情報取扱特記事項に基づく「個人情報の責任体制等報告書」が提出されていなかった。(文化・生涯学習推進課、豊ヶ丘老人福祉館)

個人情報の取扱いについては細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。

第3 監査結果の総括

今回の監査を通じて、以下のとおり、総括的に意見を述べる。

市では、事務処理における監査指摘に対して、組織として改善に向けて取り組まれているが、今回の定期監査においても、ルールに準拠していないなど、事務処理の誤りが見受けられた。

不適切な事務処理は、市民の信頼を損なうことに繋がるとともに、業務の質の低下や職員の不祥事へと繋がる恐れもある。規則や各種マニュアル、手引書等の内容を共有するとともに、ルールに沿って事務処理を行うことについて、あらためて周知・徹底を図るなど、組織として対応を図られたい。

なお、事務の執行において、基本的な事項として再認識しておくべきことについて、以下のとおり意見する。

1 契約事務について

地方公共団体が締結する契約は、極めて厳格な公共性が求められる。したがって、契約の締結にあたっては、公正な手続きを最優先し、機会均等・経済性の確保の観点から一般競争入札を原則としている。なお、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する随意契約によることが出来るものは、地方自治法施行令に定められている。

競争の方法によらずに、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する場合、市では、契約締結手続きの過程において、その理由を明らかにすることとしているが、監査を通じて確認したところ、特命の理由が明確に記載されていない事例が見受けられた。契約締結の経緯を明らかにしておくことは、契約手続きの公正性の確保とともに、第三者への説明責任を果たすことに繋がるものである。事務処理を徹底されたい。

2 報償費事務について

報償費は、役務の提供等によって受けた利益に対する代償で、研修会、講演会等の謝礼や事業協力に対する謝礼等に支出されている。これらは、物品の購入や請負等の契約行為とはその性格が異なり、市場価格があるわけではなく、また謝意を表す意味から相手方の請求に基づくものでもないため裁量が働きやすい。したがって、市では、予算編成時に示されている積算基準に基づき、枠として予算を計上し、課において、事業の実施前までに支出金額を決定することとしている。監査を通じて確認したところ、金額の積算根拠が明確でないものが見受けられた。

事業の実施前までに、積算の根拠とともに、支出金額の決定行為を行うことは、適正な予算の執行の観点からルール化されているものである。組織として徹底されたい。

3 文書事務について

「多摩市文書管理規程」では、文書管理の原則として「文書は、事務を適正かつ円滑に処理するため、その処理状況及び所在等に関して常時把握が可能な状態を維持する等、適正に管理しなければならない。」と定めており、事務処理の原則として、「文書事務は、文書管理システムにより行うことを原則とする。」と定めている。監査を通じて確認したところ、収受した文書について、文書管理システムへの記録を怠っていた事例が見受けられた。

市では、文書の取扱いの規範を示し、もって文書の管理及び事務能率の向上を図ることを目的に、「多摩市文書管理規程」を定めており、電子メールによる文書収受を含め、文書の扱いを整理している。文書事務は、全庁に共通する基本的かつ重要な事務である。規程等に基づく適正な取組みを徹底されたい。

第4 監査対象部課等の概要

1 くらしと文化部

(1) 監査対象の主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 市民生活に関すること。
- イ 町名地番整備に関すること。
- ウ 消費者の保護に関すること。
- エ コミュニティ及び市民活動の支援に関すること。
- オ 男女平等の推進に関すること。
- カ 文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること。

(2) 課、係及び担当の事務分掌（多摩市組織規則より。ただし、今回の監査対象外であるスポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進室を除く。）

ア コミュニティ・生活課

(ア) 市民生活係

- ・ 市民葬、墓地及び火葬場に関すること。
- ・ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- ・ 畜犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- ・ 猫の避妊及び去勢に関すること。
- ・ 保養所に関すること。
- ・ 公益的事業に関すること。
- ・ 消費生活センターとの連絡調整に関すること。
- ・ 消費生活相談、消費者啓発、消費者活動支援、立入検査等に関すること。
- ・ 町名地番の整理に関すること。
- ・ 多摩市町界町名地番整理審議会に関すること。
- ・ 部の総合調整並びに部及び課の庶務に関すること。
- ・ 部の他の課及び課の他の担当に属さないこと。

(イ) コミュニティ担当

- ・ コミュニティ施策の推進に関すること。
- ・ コミュニティセンター及びコミュニティ会館の整備に関すること。
- ・ コミュニティセンター運営協議会に関すること。
- ・ コミュニティセンター及びコミュニティ会館の維持管理に関すること。
- ・ 自治会との連絡調整に関すること。
- ・ 地縁団体の認可事務に関すること。
- ・ 老人福祉館及び地区市民ホールの管理運営に関すること。
- ・ 地区複合施設の維持管理に関すること。
- ・ 集会所の維持管理に関すること。

イ 平和・人権課

(ア) 平和・人権・男女平等参画担当

- ・ 人権啓発に関すること。
- ・ 人権擁護委員に関すること。
- ・ 犯罪被害者等の支援に関すること。
- ・ 平和啓発事業に関すること。
- ・ 女性問題の解決に関すること。
- ・ 男女平等参画の推進に関すること。
- ・ TAMA女性センターとの連絡調整に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

ウ 文化・生涯学習推進課

(ア) 文化・生涯学習推進担当

- ・ 生涯学習に係る施策の総合的な企画及び推進並びに調整に関すること。
- ・ 生涯学習の情報提供及び学習相談に関すること。
- ・ 複合文化施設の維持管理に関すること。
- ・ 文化事業及び文化団体に関すること。
- ・ 公益財団法人多摩市文化振興財団に関すること。(多摩市外郭監理団体等指導監理要綱による関与等)
- ・ 友好都市交流事業に関すること。
- ・ 多文化共生及び国際交流事業に関すること。
- ・ 多摩市国際交流センターに関すること。
- ・ 学校跡地施設の使用に関すること。
- ・ 旧北貝取小学校跡地施設の整備及び市民活動・交流センターの維持管理に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

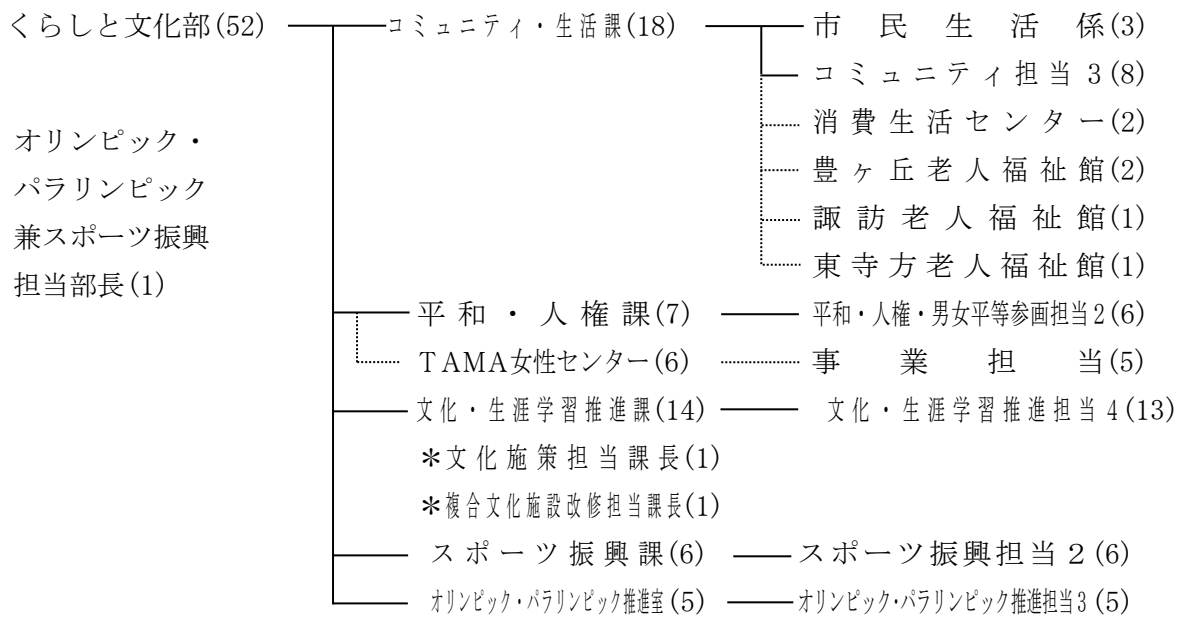
エ 文化施策担当課長

- ・ 文化・生涯学習推進課事務のうち、複合文化施設の維持管理及び公益財団法人多摩市文化振興財団に関する事務を担当する。

オ 複合文化施設改修担当課長

- ・ 文化・生涯学習推進課事務のうち複合文化施設の改修に関する事務を担当する。

2 監査対象部課等の組織及び職員配置数（令和3年10月1日現在）



※ () 内の数字は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。

※ 点線は、機関を表している。

※ TAMA女性センターは、平和・人権課が兼務している。

※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。

※ スポーツ振興課長及びオリンピック・パラリンピック推進室長は、オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長が兼務している。

※ オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進担当主査1名は、スポーツ振興課スポーツ振興担当主査が兼務している。

※ コミュニティセンター一覧は12ページに掲載。

<参考資料>

歳入一覧（令和3年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、継続費通次繰越を反映している。）

（単位：円）

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
コミュニティ・生活課	使用料	電柱用地使用料	20,000	20,430	20,430
		地区市民ホール使用料	1,321,000	256,277	431,037
		コミュニティルーム使用料	9,617,000	2,156,715	2,988,890
		自動販売機設置使用料	99,000	99,000	99,000
		送電線上空使用料	2,000	2,425	2,425
		消費生活センター使用料	1,740,000	283,870	327,800
	手数料	畜犬登録料	3,610,000	2,416,030	2,394,680
	都補助金	東京都消費者行政推進交付金（10/10、1/2）	167,000	0	0
	都委託金	畜犬登録事務交付金（10/10）	1,000	0	0
	雑入	複写用紙等売払代金	65,000	12,580	12,580
		光熱水費使用料	1,020,000	0	0
	市債	連光寺複合施設大規模改修工事事業債	100,000,000	0	0
		鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修工事事業債	225,000,000	0	0
小計			342,662,000	5,247,327	6,276,842
平和・人権課	都補助金	東京都人権啓発活動区市町村補助金（10/10）	688,000	0	0
	貸付金元利収入	多摩市犯罪被害者等支援貸付金元金収入	1,000	0	0
	雑入	日本非核宣言自治体協議会講演会等開催支援事業助成金	50,000	0	0
	小計			739,000	0
T S E N T A L 女 性	使用料	ワークショップルーム施設使用料	410,000	105,210	126,480
	手数料	諸証明手数料	1,000	300	300
	小計			411,000	105,510
文化・生涯学習推進課	使用料	複合文化施設貸館使用料	99,281,000	2,105,700	1,673,700
	繰越金	前年度繰越金	500	500	500
	雑入	光熱水費使用料	100,000	30,440	30,440
		学校跡地施設利用料	1,100,000	375,900	425,900
	市債	複合文化施設等大規模改修工事事業債	2,351,000,000	0	0
		旧北貝取小学校跡地整備事業債	360,000,000	0	0
小計			2,811,481,500	2,512,540	2,130,540
合計			3,155,293,500	7,865,377	8,534,162

事業別歳出一覧（令和3年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、継続費逐次繰越を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行額	執行額
コミュニティ・生活課	生活事務経費	320,000	45,880	45,880
	多摩市自治連合会補助事業	3,036,000	3,036,000	3,036,000
	集会所管理経費	18,488,000	6,949,445	4,154,928
	複合施設等管理経費	45,071,000	16,012,024	7,473,028
	老人福祉館・地区市民ホール運営費	19,173,000	16,155,230	4,909,171
	コミュニティセンター管理運営事業	303,686,000	259,334,680	119,209,694
	地域複合館改修事業	201,079,000	183,827,820	726,000
	コミュニティセンター改修事業	383,731,000	368,174,900	77,800,000
	斎場・霊園管理経費	40,570,000	18,737,200	18,737,200
	狂犬病予防・飼い主不明猫等対策経費	2,041,000	337,845	113,205
	消費生活センター管理運営事業	11,771,000	4,649,457	4,488,437
	小計	1,028,966,000	877,260,481	240,693,543
平和・人権課	平和啓発事業	2,488,000	557,664	455,030
	女と男がともに生きる行動計画推進事業	783,000	23,700	0
	人権啓発事業	1,093,000	535,033	497,032
	犯罪被害者等支援事業	2,468,000	518,868	518,868
		小計	6,832,000	1,635,265
女性TAMAセンター	TAMA女性センター運営経費	4,164,000	1,162,430	1,089,690
		小計	4,164,000	1,162,430
文化・生涯学習推進課	多摩市立複合文化施設等管理運営事業	342,443,000	153,160,820	27,875,260
	複合文化施設等大規模改修事業	6,727,295,500	5,962,660,544	416,200,000
	都市交流推進事業	574,000	7,024	7,024
	国際化推進事業	2,554,000	2,325,710	829,710
	多摩市国際交流センター補助事業	3,780,000	3,780,000	1,890,000
	文化施策推進事業	506,000	86,300	86,300
	学校跡地施設市民開放経費	22,286,000	6,512,434	4,864,328
	文化関係団体育成費	3,400,000	3,400,000	3,400,000
	わがまち学習講座事業	12,000	0	0
	市民活動・交流センター管理運営事業	19,254,000	19,254,000	0
	旧北貝取小学校跡地整備事業	758,775,000	726,728,000	0
	小計	7,880,879,500	6,877,914,832	455,152,622
	合計	8,920,841,500	7,757,973,008	698,406,785

仮払金一覧表（令和3年8月末日現在）

（単位：円）

所管課名	用途	金額	時間外保管場所等
コミュニティ ・生活課	畜犬登録等手数料つり銭	30,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内
	豊ヶ丘地区市民ホール使用料等 つり銭	5,000	手提げ金庫を鍵付き書庫内
	諏訪地区市民ホール使用料等 つり銭	10,000	手提げ金庫を鍵付き書庫内
	東寺方地区市民ホール使用料等 つり銭	5,000	手提げ金庫を鍵付き書庫内
	三方の森コミュニティ会館コ ミュニティルーム使用料つり銭	10,000	手提げ金庫を鍵付き書庫内
文化・生涯学 習推進課	学校跡地施設利用料つり銭	10,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内
	複合文化施設貸館使用料つり銭	50,000	収納事務委託の受託者

コミュニティセンター一覧（9施設）

施設名	愛称名
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	関・一つむぎ館
桜ヶ丘コミュニティセンター	ゆう桜ヶ丘
乞田・貝取コミュニティセンター	乞田・貝取ふれあい館
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	TOM HOUSE（トムハウス）
貝取コミュニティセンター	貝取こぶし館
聖ヶ丘コミュニティセンター	ひじり館
愛宕コミュニティセンター	愛宕かえで館
唐木田コミュニティセンター	からきだ菖蒲館
和田・東寺方コミュニティセンター	大栗川・かるがも館